

○御宿町総合計画策定委員会設置規則

平成24年4月17日規則第5号

改正

平成27年3月31日規則第8号

令和4年6月20日規則第13号

(設置)

第1条 御宿町におけるまちづくりの基本的な指針となる「御宿町総合計画」を策定するため、御宿町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、「御宿町総合計画」に関する事項について、調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内をもって構成し、町長が任命及び委嘱する。

- (1) 議会議長 1名
- (2) 議会常任委員会委員長 3名
- (3) 区長会長 1名
- (4) 御宿岩和田漁業協同組合代表理事組合長 1名
- (5) 一般社団法人御宿町観光協会代表理事 1名
- (6) 商工会の役員 1名
- (7) 農業委員会の委員 1名
- (8) 教育委員会教育長 1名
- (9) P T A連絡協議会の役員 1名
- (10) 社会福祉協議会会長 1名
- (11) 消防団代表 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、御宿町総合計画策定業務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員が会議に出席した場合は、出席に応じて、その都度報償費3,000円を支給する。ただし、公職にある者については支給しない。

(懇談会)

第7条 委員会は、掌握事務を遂行するにあたり、懇談会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (平成24年4月17日規則第5号)

この規則は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。